

島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究推進協議会細則

(平成25年島大細則第10号)

(平成25年6月6日制定)

[平成30年3月20日最終改正]

(趣旨)

第1条 この細則は、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター規則（平成25年島大規則第28号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター研究推進協議会（以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、島根大学研究・学術情報機構エスチュアリー研究センター（以下「センター」という。）の研究目標の設定及び研究の進捗状況等を点検・評価し、もって研究の推進に資することを目的とする。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 センター長

二 副センター長

三 本学職員でエスチュアリー研究に関し高い識見を有するもの 若干名

四 本学職員以外の者でエスチュアリー研究に関連する行政機関及びNPO法人等に所属する者 5名程度

五 本学職員以外の者で研究・運営に関し高い識見を有するもの 若干名

2 前項第3号の委員は、島根大学研究・学術情報機構長（以下「機構長」という。）の推薦に基づき、学長が任命する。

3 第1項第4号及び第5号の委員は、機構長の推薦に基づき、学長が委嘱する。

4 機構長は、前2項の推薦に当たっては、あらかじめ当該職員の所属する部局等の長（教員にあっては担当する部局等の長）又は当該学外研究者の所属機関の長の承諾を得るものとする。

5 第1項第3号、第4号及び第5号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

6 協議会に委員長を置き、委員長はセンター長をもって充てる。

(会議)

第4条 協議会は、委員長が招集し、議長は委員長をもって充てる。

2 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代理する。

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第5条 協議会に関する事務は、企画部地域連携・研究協力課において処理する。

附 則

この細則は、平成25年6月6日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月15日一部改正）

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日一部改正）

この細則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月20日一部改正）

この細則は、平成30年4月1日から施行する。